

## 国への提案事項

### ① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備	○ 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制について、積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付けるとともに、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。
逆線引きに係る手続きの円滑化への支援	○ 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意における協議・調整期間を短縮するなど、手続きを簡略化すること。
財政措置の拡充	○ 地権者等の調査、都市計画の図書作成等にかかる費用について、集約都市形成支援事業等の国の支援メニューの対象とすること。

### ② 空き家対策の強化

空家法の推進に係る事務の効率化・円滑化への支援	○ 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階において除外する場合の仕組みや基準を明確化すること。 ○ 代執行に至る手続きのうち、特に多数の相続人がいる場合の所有者等の探索基準を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。
財政措置の拡充(国庫補助要件の緩和)	○ 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
空き家の実態把握の効率化・円滑化への支援	○ インフラデータを活用した空き家予備軍を含む空き家の早期把握の仕組みづくりなど、空き家の実態把握の効率化・円滑化への支援を行うこと。
都市部の中古住宅の流通促進に係る支援	○ 都市部(居住誘導区域内)のスポンジ化の解消に向け、中古住宅の流通を促進し、新築と中古のバランスのとれた住宅市場を実現するためのインセンティブ策を拡充すること。

## 国への提案事項

### ③ 安定した公営住宅の供給

更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援	<p>都市の社会構造を維持していくために、住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅を、将来に渡って安定的に供給していく必要がある。</p> <p>高度経済成長期に集中して建設した県営住宅が、一斉に更新時期を迎えており、計画的かつ着実に建替事業の推進を図るうえで、事業費の確保が必要であるため、次のとおり要望する。</p> <p>○ 公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保するとともに、既設公営住宅の除却に係る入居者の移転経費を交付対象とすること。</p> <p>○ 同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないことを踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。(現状は全国一律45%)</p>
---------------------------	---

### ④ 建築物の耐震化の促進

民間建築物等の耐震化	○ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。 ○ 令和5年度末までとされている補助事業の期間の延長を図ること。
社会福祉施設等の耐震化	○ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。
住宅の耐震化	○ 地震により倒壊する可能性の高い住宅の除却と災害リスクの低い地域への居住誘導など持続可能なまちづくりの促進のため、総合支援メニューの対象に除却及び非現地建替えを追加すること。
国民への啓発強化	○ 耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

国への提案事項

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

継続的な財政措置	○ 広島県の中核拠点性向上に資する紙屋町・八丁堀地区における都心の活性化に向けたリーディングプロジェクトである基町相生通地区第一種市街地再開発事業が本格化することから、着実に推進するために必要な財政措置を図ること。
----------	---

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

財政措置の確保	○ 集中的に更新時期を迎える施設の対策費用や利用者ニーズに応じた施設の充実化を図る費用等、都市公園等の施設整備のための予算を確保すること。
補助対象メニューの拡充	○ 都市公園等事業における公園施設改修や柔軟な利活用等に必要な整備に対して、補助対象メニューの拡充を図ること。 ○ 「公園施設長寿命化対策支援事業」等について、支援の一層の充実を図ること。

【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

現状

[現状]  
 ○ 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所  
 ○ 県内全域で約12万人が居住(推計)  
 ○ 上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所  
 ⇒都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引き※の取組の推進が必要。  
 ※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

[目標]  
 ・防災上危険が懸念される地域の居住人口  
 12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)  
 ・縁辺部の未利用地を令和6年度に1度目の逆線引き  
 ・今後20年で段階的に逆線引きを完了。  
 ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする。

[国の取組]  
 ○ 都市再生特別措置法等の一部改正。  
 ・都市計画区域全域において、土砂災害特別警戒区域における自己の業務用施設の開発が原則禁止。  
 ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた。  
 ○ 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている。

課題

[環境整備に係る課題]  
 ● 都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。  
 ● 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]  
 ● 逆線引きの取組は、土地所有者等に対し、取組の必要性や生活への影響等を丁寧に説明しながら進めているが、所有者が特定できないことや取組内容が知られていないことなどにより、理解を得るのに時間を要している状況にある。  
 ● 逆線引きの対象箇所が多いため、都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに、手続きを円滑に進める必要がある。

② 空き家対策の強化

現状と将来推計

- 「広島県空き家対策対応指針」に基づき総合的な空き家対策を推進しており、空き家ポータルサイト「みんと。」などで空き家の利活用促進、空き家所有者・相続予定者の行動変容に向けた取組を強化している。
- 中古住宅の流通促進を図るため、「居住誘導及び中古住宅の需要拡大に向けた官民共創プロジェクト」、「不動産関連情報の一元化・オープン化による市場活性化」に令和5年度から着手している。

空き家の現状 (※1)	約44,300戸	推 計 値	R5 (2023) までに 約 7,600戸増加【5年間累計】 R10 (2028) までに 約13,000戸増加【10年間累計】
----------------	----------	-------	--

※1 市町の実態調査結果を県で集計(H31. 4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課 題

1 空き家対策の推進には、市町の事務負担を軽減するような事務の効率化・円滑化への支援が必要

- 空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。勧告以前については、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとある(※2)が、仕組みや基準が不明確なため、市町から明確化してほしいとの意見が出ている。  
※2 「地方税法第三百四十九条の三の二の規定における住宅用地の認定について」等の一部改正について(平成27年5月26日付総務省令第42号)
- ガイドライン等において、調査すべき公的書類が例示されたものの、多数の相続人がいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が明確に定められていないことから、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。

2 市町による行政措置の加速に向け、国庫補助活用時の事務負担の軽減が必要

- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難である。市町による行政措置を加速するため、代執行による空き家除却に係る国庫補助要件緩和が必要である。

3 効果的な空き家対策の実施には、空き家予備軍を含む空き家を効率的かつ早期に把握することが必要

- 空き家対策計画の改定に合わせた空き家の実態把握は、調査に多大な労力と時間を要しており、事務の効率化・円滑化が必要である。電力データ等の活用により、空き家予備軍を含む空き家の効率的かつ早期の把握が期待できることから、インフラデータ等を活用した空き家の実態把握の仕組みづくりなど、事務の効率化・円滑化に向けた支援が必要である。

4 都市部の中古住宅の流通を促進するためには、中古住宅に特化したインセンティブ策の拡充が必要

- 我が国の全住宅流通量に占める既存住宅の流通シェアは約14.7%(平成25年)であり、近年ではシェアは大きくなりつつあるものの、欧米諸国と比べると1/6程度であり、依然として低い水準にあることから、中古住宅に特化した税制改正等のインセンティブ策の拡充が必要である。

③ 安定した公営住宅の供給

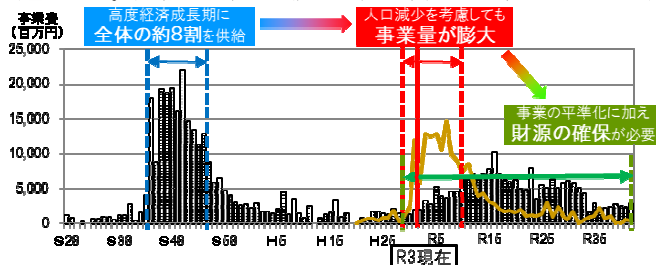
広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編5箇年計画(第3次)」(計画期間: 令和3~7年度)を策定し、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状/広島県の取組

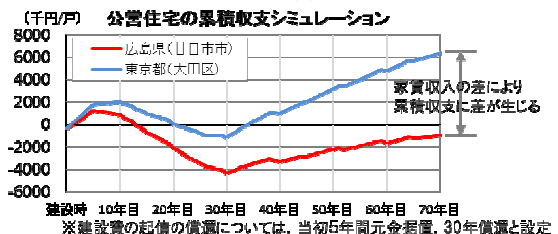
- (現状)
- 昭和40~50年代に建設された県営住宅が約80パーセントを占め、一斉に更新時期を迎えている。
- (広島県の取組)
- 人口・世帯数の減少も踏まえ、県営住宅の総量を中長期的に削減しつつ、地域ごとの需要を考慮した建替統廃合を積極的に進めるなど、効率的な供給に取り組むこととしている。
  - 長寿命化等により建替時期を分散化させ、事業量の平準化を図ることとし、長期の収支シミュレーションに、将来の収支見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している。

課 題

- 極力事業量を平準化した場合でも、ピーク時の事業費は令和3年度予算の2~3倍となる見込であり、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。(既設公営住宅の廃止は、R7年度までに約200戸を予定)



- また、大都市と地方都市で公営住宅の整備や維持保全に係る事業費に差がない一方で、公営住宅法で定められた家賃額には差が生じるため、特に地方においては、更新時期が集中する中で事業全体の収支均衡を図るうえで課題がある。



④ 建築物の耐震化の促進

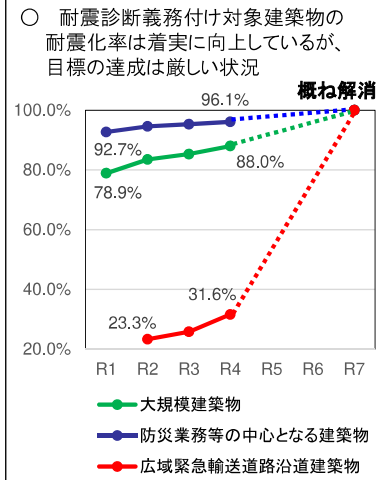
5 安心・安全な暮らしづくり  
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

令和3年度に策定した「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、耐震診断義務付け対象建築物に加え、住宅についても重点的に所有者の支援に取り組むことで、建築物の耐震化を促進している。

広島県耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく目標と施策

重点施策の対象	耐震化率等の現状→目標	課題
耐震診断義務付け対象建築物	大規模建築物 ※1 耐震化率:88.0%(R4末) (219棟[耐震性あり]/249棟[全体]) →耐震性不足の建築物を概ね解消(R7、残り:30棟)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の自己負担が大きい。</li> <li>・地震による被災に対する所有者の危機意識が十分でない。</li> <li>・概ね解消に向けては、継続的な国の財政措置が必要である。</li> </ul>
	防災業務等の中心となる建築物 ※2 耐震化率 96.1%(R4末) (797棟[耐震性あり]/829棟[全体]) →耐震性不足の建築物を概ね解消(R7、残り:32棟)	
	広域緊急輸送道路沿道建築物 ※3 耐震化率:31.6%(R4末) (71棟[耐震性あり]/225棟[全体]) →耐震性不足の建築物を概ね解消(R7、残り:154棟)	
住宅	耐震化率:84.5%(R2)→92%(R7) (補助目標:1,500戸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除却及び非現地建替えに対する補助率等が耐震改修及び現地建替えに比べて低い。</li> <li>(参考)補助率等の比較 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修・現地建替え(総合支援メニュー) 補助率 80%、最大 100万円</li> <li>・除却及び非現地建替え(従来補助) 補助率 23%、最大 83.8万円</li> </ul> </li> <li>・地震による被災に対する所有者の危機意識が十分でない。</li> </ul>

耐震化率の推移



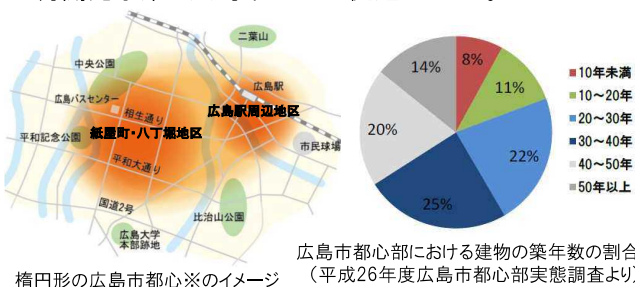
※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの。  
※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。  
※3 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成25年6月)に定める広域緊急輸送道路のうち、大規模地震時に通行を確保すべきとして、広島県耐震改修促進計画(第2期計画 平成28年3月)で指定された道路の沿道の建築物

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

5 安心・安全な暮らしづくり  
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

現状

[現状]  
○ 本県では、都市の拠点性の向上に資する観点から市街地再開発事業を支援しており、過去約20年間で、8地区の再開発事業に対し、補助金を交付している。  
○ 広島市都心部においては、数多くの建物が更新時期を迎えており、立地に見合う土地の高度利用が図られていないため、都市の活力・魅力が不足している。  
[広島県の取組]  
○ 平成29年に広島市とともに「ひろしま都心活性化プラン」を策定し、都心の活性化に向けた取組を進めている。  
○ 紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、基町相生通地区第一種市街地再開発事業を広島市とともに促進している。



※広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進。

課題

[継続的な財政措置が必要]  
● 基町相生通地区第一種市街地再開発事業(事業期間:R4~R11、総事業費:約470億円)は、令和6年度から建築工事に着手予定であり、事業が本格化することから、着実に推進するためには多額の事業費が必要。  
(事業の必要性)  
当事業は、広島バスセンター等の交通広域結節点に近接しており、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィス等の魅力ある都市機能を導入し、広島商工会議所の移転先となる等、地域経済の活性化を先導する事業であり、県の中核拠点性向上に寄与する。  
(完成イメージ)





広島県では、将来にわたって愛され続ける公園を目指し、「ひろしま公園活性化プラン」(計画期間:令和4~12年度)を策定し、県立都市公園における利用者ニーズに応じた施設の充実化の取組を進めている。

**現状／広島県の取組**

(現状)

○ 開園からの年数の経過(30年程度)に応じた大規模な老朽化対策を必要とする施設の増加に加え、新型コロナウイルスの影響に伴う環境の変化などにより、公園に対する価値観や利用者ニーズが変化していることから、公園施設への柔軟な対応が求められている。

(広島県の取組)

○ 長寿命化計画に施設毎の重要度を加味した公園修繕方針を作成し、施設毎に優先順位を付けて計画的に老朽化対策に取り組むこととしている。

○ 公園を取り巻く社会情勢の変化への柔軟な対応や利用者ニーズに応じた施設の充実化に取組み、県民の健康・スポーツなどの夢や希望への挑戦を後押しし、将来にわたって愛され続ける公園を目指している。

**課題**

- 計画的な老朽化対策の着実な実施には、都市公園事業に係る交付金などの持続的な予算確保が必要。  
 また、利用者の満足度向上に向け、利用者ニーズに応じた施設の充実化への更なる予算措置が必要。
- 都市公園等事業においては、老朽化対策で交付対象とならない事業メニュー(防水対策、既存施設と異なる種別への更新など)があり、また、老朽化対策以外の事業(認定競技場として運営するための更新、遊具の安全措置に必要な対策など)については交付要件が厳しいなど、地方公共団体等の負担が大きい。

【交付対象とならない事例】

○防水対策(例:プール防水塗装)    ○異なる種別への施設更新(例:大型遊具 → スケートボード場)



○公認を維持するためのトラック更新    ○遊具のハザード除去(例:すべり台からの落下防止対策)



## 5 安心・安全な暮らしづくり (5) 外国人材の受入・共生

### 国への提案事項

#### 1 特定技能制度の普及と円滑な運用、外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
  - ・地域の実情等を鑑み、人材需要の高い分野の特定産業分野へ追加するとともに、新たに追加された特定技能2号の試験スケジュール等を早急に公表すること。
  - ・特定技能制度の普及に向けた、要件や手続きの簡素化・明確化、十分な情報発信と相談窓口機能を強化すること。
  - ・地域の持続的発展にも配慮しつつ、悪質な仲介事業者等の介入を防止するための措置を講ずるなど、大都市その他の特定地域への集中の防止策を講じること。
- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業に対し、継続して必要な支援措置を国において講じるとともに、送り出し国・機関等への支援や地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置を講じること。
  - 〔例〕 ・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや、企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修、送出国側への情報提供体制強化や人材育成・日本語教育基盤の充実など
  - ・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど、ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営など
- 国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。
  - ・「労働施策総合推進法」に基づく「外国人雇用状況」の届出の情報など、地方公共団体が必要とする情報（雇用事業所の産業分類、事業所規模、国籍別雇用人数と市区町村別の所在地）を提供すること。

## 5 安心・安全な暮らしづくり (5) 外国人材の受入・共生

### 国への提案事項

#### 2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置（初期費用、運用、維持経費含む）の確保・充実を図ること。
  - ・多言語で行う一元的相談窓口に係る財政措置の拡充（交付金限度額の引上げ等）
  - ・地域日本語教育の総合的体制づくりにおける、都道府県に対する地方財政措置の拡充（補助制度の拡充や交付税措置の新設等）
- 多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
  - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
  - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
  - ・災害時の多言語情報の提供
  - ・自治体行政手続のオンライン化等（自治体DX推進計画）における多言語対応

#### 3 物価高騰・円安等の影響への対応について

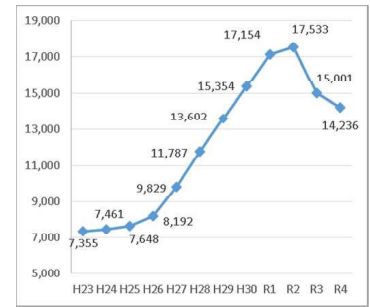
- 物価高騰・円安等の影響から生じている人手不足等の課題に対応するため、外国人材のマッチング支援など実効性のある支援策を実施すること。

【提案先省庁：総務省、法務省、出入国在留管理庁、文化庁】

現状

- 県内では、中小企業を中心に、外国人労働者は増加の一途をたどり、R4年は、38,698人で過去最高を更新(R4.10末、広島労働局調べ)
  - ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、R2年は過去最高に達したが、R3年以降は、コロナ禍の入国制限や物価高騰等の影響もあり、減少しつつある。
  - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所(6,005中3,669事業所)、100人未満を含めると約8割(6,005中4,779事業所)に達する(R4.10末、同)。
  - ・水際対策による入国制限で、「特定技能」が増加したが、国内で「特定技能」の奪い合いになっている。(特定技能\*県内:6,549人、全国:173,101人/R5.6末、県内:5,121人、全国:130,923人/R4.12末)
  - ・全国では、特定技能2号が認定されるなど、特定技能2号への移行を検討する企業が増えてきている。(県内:0人、全国:12人※いずれも建設分野/R5.6末)

広島県内の技能実習生数(各年10月末時点)



広島県内の「特定技能」在留外国人数(R5年6月末時点)

都道府県	総数	業種別												
		介護分野	ビルクリーニング分野	農林水産・畜産・漁業・畜産関連製造業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	食品製造業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
全 国	173,101	21,915	2,728	35,641	18,441	6,377	2,210	342	293	20,882	2,148	53,282	8,842	
広 島 県	6,549	468	41	1,258	580	2,038	100	0	1	276	366	1,335	87	

- 外国人材生活意識調査(令和4年度)における生活上の課題
  - ①地域の人とコミュニケーションが取れない
  - ②日本の文化や習慣が理解できない
  - ③病院でことばが通じない
  - ④災害の時にどうしたらいいのかわからない など

国・広島県の取組

- 外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口(一元的相談窓口)の整備・運営
  - 【交付金】外国人受入環境整備交付金
  - 【交付対象】全地方公共団体
  - 【補助率、限度額】  
整備:10/10、外国人住民数に応じ200~1,000万円  
運営:1/2、外国人住民数に応じ200~1,000万円  
(地方交付税措置あり)
- 地域における日本語教育推進のための体制づくり(人材の確保や日本語教室の運営等)
  - 【補助金】地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
  - 【交付対象】都道府県、政令指定都市など
  - 【補助率、補助額】1/2、上限なし(※日本語教育の参照枠を活用したプログラム開発等:2/3、上限なし)
  - 【市町村:地方交付税措置あり、都道府県:地方交付税措置なし】
- 特定技能外国人の職場定着に取り組み、かつ、特定技能2号輩出を目指す県内に主たる事業所を有する中小企業者に対して、取組に係る費用の一部を支援
  - 【補助金】特定技能外国人受入モデル企業支援事業補助金
  - 【補助対象経費】  
・特定技能1号から2号へのステップアップへの支援に要する経費等
  - 【補助率、補助額】3/4以内、上限額1社あたり300万円

課題

- 【特定技能制度の円滑な運用】
  - 人材需要が高い運輸業や倉庫業については、現在の就労可能な12分野に含まれていないなど、業界団体の要望に対応ができていない。
  - 新たに追加された2号の試験スケジュールや詳細な試験内容が公表されていないため、試験対策を立てることができずこのままでは帰国せざるを得ない特定技能外国人があふれてくる。
  - 地方出入国在留管理官署の窓口において、個別企業等の相談・手続に時間を要している。
  - 悪質な仲介事業者等の介在により、大都市その他の特定地域への流出が進んでいる。
- 【生活者としての外国人が暮らすための環境整備】
  - 外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として、行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化、母語で相談を受けられる窓口の整備、安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。
  - また、外国人に対して、地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。
- 【物価高騰・円安等の影響への対応】
  - 物価高騰・円安等により、県内中小企業において人手不足が深刻化している。

## 5 安心・安全な暮らしづくり (6) 海洋プラスチックごみ対策の推進

### 国への提案事項

#### 1 自治体と企業等との連携によるプラスチック対策への財政支援措置

- 本県では、幅広い企業や団体等が一体となって海洋プラスチックごみ対策に取り組む「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立(R3.6)し、企業等と連携した代替素材商品の普及促進やプラスチックの資源循環に係る取組等を行っており、これらの取組は、海洋プラスチックごみの削減とともに、カーボンニュートラルや循環経済の実現に資するものであることから、GX関連予算等において、地方自治体が実施するこうした取組への財政的支援措置を講じること。

#### 2 環境中プラスチックの実態解明及び情報の共有化

- マイクロプラスチックを含む、プラスチックごみの環境中での挙動等、実態が十分に解明されていないことから、効果的な流出防止・発生抑制対策を進めるため、国において実態解明を進めるとともに、得られた知見を収集し、各自治体等へ情報を共有すること。

#### 3 漁業系プラスチックごみ削減に向けた取組の拡大及び財政支援措置

- かき養殖を始めとした漁業系プラスチックごみを削減するため、環境にやさしい素材の開発、効率的な回収システムの構築、リサイクル技術の開発などが進むよう、県や漁業関係者も取組を行っており、国においても連携して取り組むとともに、開発された技術導入が促進されるような補助制度を創設すること。

【提案先省庁：農林水産省、水産庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

## 5 安心・安全な暮らしづくり (6) 海洋プラスチックごみ対策の推進

### 現状／広島県の取組

- 県では、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指し、多様な事業者等と連携し、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立し、プラスチックの使用量削減や流出防止などの取組を進めている。
- G7広島サミットにおいては、「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心」に合意し、国においても新たに瀬戸内海関係14府県の会議が発足予定であるなど、世界や国の動きとも連動しながら、更なる推進を図る必要がある。
- R4年度からマイクロプラスチックの実態調査を海域・河川・下水処理場において実施している。
- かき養殖に用いるパイプは生分解性の素材開発が進められ、発泡フロートについても樹脂コーティングによる長寿命化や、個体管理の取組などが始まっている。
- かき養殖資材の流出対策については、全ての生産者が処理計画を作成し、作業場でのパイプ回収や、使用・保管中の発泡フロートの固定など流出防止と回収に取り組むとともに、県においても、指導を徹底している。

### 課題

- 「プラスチック資源循環促進法」(R4.4施行)や「成長志向型の資源自律経済戦略」(R5.3策定)等に基づき、海洋プラスチック削減及びカーボンニュートラルに資する代替素材商品の普及促進やプラスチックの資源循環に係る自治体と企業等との連携した取組の一層の推進が必要であるが、依然として、自治体への支援や、自治体を核とする施策に充当される財政支援は、ごく一部にとどまっている。
- マイクロプラスチックの分析手法の統一化や共有は十分ではなく、定量的な知見が少ないため、効果的な流出防止・発生抑制対策の検討ができていない。
- 素材開発されたかき養殖パイプは、コスト増を伴うことから、多くの漁業者が導入するまでに至っていない。
- かき養殖資材については、台風などの際に流出している現状があり、特に大型の発泡フロートは、回収が困難な状況にある。
- また、回収したかき養殖資材について、発泡フロートでは燃料素材として、リサイクル活用が検討されているが、回収から燃料化までの施設整備が必要であり、高額な経費負担がかかることから、整備計画が進んでいない。



## 5 安心・安全な暮らしづくり (7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

### 国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

#### 1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること。
- 地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効性のある取組を講じること。
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること。

#### 2 騒音被害の実態把握及び必要な対策の実施

- 騒音測定器及びカメラの増設や、市町が設置している騒音測定器の国設置への切替など、国の責任において、騒音被害の実態把握を進めること。また、測定結果を早期に提供すること。
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること。
- 訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること。  
〔新たな財政措置の方法例〕～ 防衛施設周辺生活環境整備法施行令等の見直し(拡充・緩和)
  - ・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした、空域下の県・市町への交付金の創設
  - ・学校等の防音対策基準の見直し
- 住宅防音工事区域の第1種区域に係る指定値を、62dBから航空機騒音の環境基準の57dBに改めること。
- 空母艦載機着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと。  
また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること。
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること。

## 5 安心・安全な暮らしづくり (7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

### 国への提案事項

#### 3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること。

【提案先省庁：外務省、防衛省】

### 現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30.3完了)により、騒音被害が拡大。基地周辺だけではなく、訓練空域等においても増大。

・航空機騒音(70dB以上(掃除機, 騒々しい街頭))の発生状況

		平成29年度	令和4年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)		3,872回	8,265回	4,393回(2.1倍)
(主な地点)	岩国飛行場周辺	2,322回	4,087回	1,765回(1.8倍)
	訓練空域下	697回	764回	67回(1.1倍)

- しかしながら、国の騒音被害対策は、基地近辺の騒音にしか対応していないため、現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外。

【米空母艦載機部隊配備特別交付金】〔対象市町村〕：施設所在地と、隣接市町村  
 【再編関連特別地域整備事業補助】〔対象都道府県〕：施設所在地  
 【特定防衛施設周辺整備調整交付金】〔対象市町村〕：特定防衛施設所在地

➡ 訓練空域、飛行ルート下の自治体でも被害対策が実施できるよう改正が必要。

- 令和5年7月10日からオスプレイの訓練に係る飛行高度が引き下げられる等、県民から事故発生などへの不安の声が寄せられている。

【令和5年7月 日米合同委員会合意】  
 沖縄県を除く日本国内の山岳地帯において、安全を確保し、かつ地域住民の生活環境への影響を最大限に回避した上で、200フィート(約60m)までの高度で飛行訓練を実施する。(従前は500フィート以上の高度で飛行)

## 6 地方税財源の充実強化

### (1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

#### 国への提案事項

#### ■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

#### 1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第6条の3第2項）。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

## 6 地方税財源の充実強化

### (1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

#### 国への提案事項

#### 2 一般財源総額の確保・充実

地方財政計画の策定に当たっては、社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、物価高騰や子ども・子育て政策の強化、頻発する大規模な自然災害への対応などの重要課題に対応し、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含めた歳出を積み上げるとともに、令和6年度以降も安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

とりわけ、物価高騰は、エネルギー価格高騰に伴う光熱費の増加はもとより、資材価格や労務単価の上昇に伴う投資的経費の増加や民間における賃上げを反映した給与費の増加など、幅広い経費の増加につながることから、行政サービスの水準を落とすことなく安定的に提供できるよう、こうした影響を地方財政計画の歳出全体に的確に反映すること。

また、臨時財政対策債や景気対策、減税等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金について、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

## 6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

### 国への提案事項

#### ■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」については、引き続き、地方が地方創生の取組やデジタル技術を活用した地方活性化の取組を一層深化、加速させることができるよう、交付金総額の拡充も含め十分な所要額を確実に確保するとともに、財源を恒久化するなど、財政面で継続的に支援すること。また、交付金の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。
- 試行錯誤しながら課題解決に挑戦する地方自治体を幅広く支援するため、他地域で確立されたモデル・サービスの横展開を行う取組に対する支援だけでなく、データ連携基盤の活用を前提としない取組や複数年度にまたがって段階的に実施する取組、先進的なサービスの開発・実装を目指す取組にも、交付金が柔軟に活用できるよう、交付対象の拡充や運用の改善を図ること。

【提案先省庁：内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】

### 現状及び課題

- 令和5年度地方財政計画では、前年度と比べ0.2兆円増の62.2兆円の一般財源総額が確保されるとともに、臨時財政対策債の発行額が抑制されるなど地方財政の健全化が進められたところ。
- しかしながら、地方財政の財源不足は引き続き生じており、臨時財政対策債等の特例的な措置による補填が常態化している。

#### ◆ 一般財源総額(水準超経費除き)

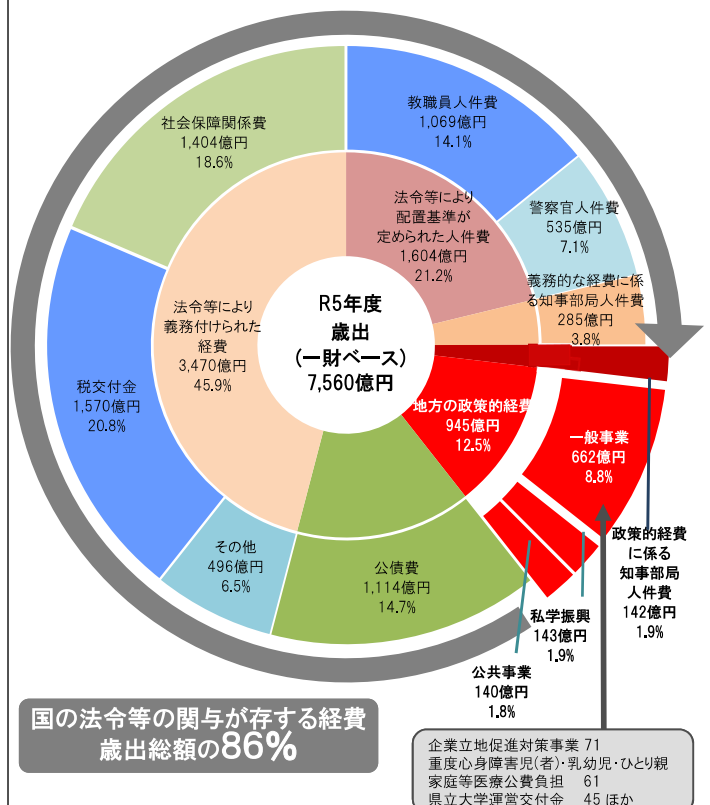
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R4地方財政計画	62.0兆円	44.1兆円	18.1兆円	1.8兆円
R5地方財政計画	62.2兆円	45.7兆円	18.4兆円	1.0兆円
前年度比	+0.2兆円	+1.6兆円	+0.3兆円	▲0.8兆円

- 広島県の歳出総額 1兆1,403億円(R5年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,560億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、**国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割**を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、**国は必要な財源措置を講じなければならない**(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあつては、**地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠**。

## 6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

広島県の歳出構造(令和5年度当初予算)



## 6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

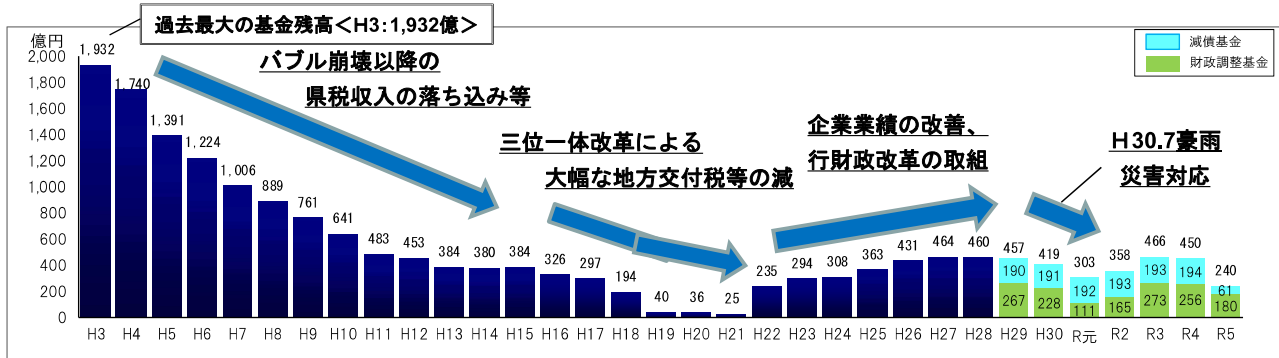
### 現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 令和3年度には、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、一時は、残高が100億円を下回る状況となったが、県税収入の増などにより令和3年度末には、平成30年7月豪雨災害前の水準に回復。
- しかしながら、令和4年度、令和5年度は、頻発した豪雨災害への対応やG7広島サミットの開催などに、多額の基金を活用することから、基金残高が大きく減少する見込みとなっている。

### 課題

- 近年、各地方団体の基金残高が増加していることから、残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。  
本県における財源調整的基金の増加は、景気変動による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、不測の事態が生じた際は一瞬で激減するものである。  
こうしたリスクに対して、地方が柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。  
地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

### ■ 広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。グラフ数値は年度末残高であり、R4年度までは決算値、R5年度は9月補正予算後の見込み。

## 6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

### 現状/広島県の取組

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」については、全国知事会や中国地方知事会等で、財源確保や制度改善等について必要に応じ提案活動を実施してきたところ。

### 課題

- 地方が地方創生に資する取組を進める上では、所要額の確実な確保と、財源が一時的なものでなく恒久的なものであることが必要。
- 現行の交付要件では、地域独自の課題解決に向けてデータ連携基盤を活用しない取組等が支援対象となっていないため、交付金の使途の拡大や運用の改善が必要。

R6概算要求：1,200億円 (R5当初：1,000億円/R4補正：800億円)

### デジタル田園都市国家構想交付金 R5当初：1,000億円、R4補正：800億円

#### ① デジタル実装タイプ R4補正：400億円

- デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル実装に必要な経費を支援。

#### ② 地方創生拠点整備タイプ R5当初：70億円、R4補正：400億円

- デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。
  - ・ 自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組や施設整備等（最長5年間）
  - ・ 東京圏からのU10ターンの促進及び地方の担い手不足対策
  - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備

#### ③ 地方創生推進タイプ R5当初：930億円



## 6 地方税財源の充実強化 (2) 市町の財政基盤の強化

### 国への提案事項

#### 1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、地方創生推進費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。特に過疎対策事業債については、ソフト分を含めて前年度を上回る措置を行うこと。

#### 2 合併市町への財政措置

- 合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを維持しつつ、合併を行った市町は過疎地域を有していることから、過疎対策事業債を確実に措置し、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする中・長期的な財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

## 6 地方税財源の充実強化 (2) 市町の財政基盤の強化

### 現状／施策の背景・経緯

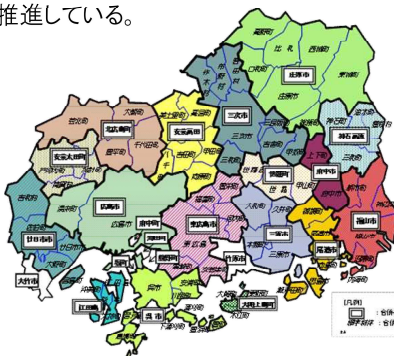
#### 1 喫緊の財政需要に対する財政措置

令和2年の国勢調査において、県内人口は平成27年度と比べ1.5%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が15団体、うち4市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

#### 2 合併市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進している。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興経費などの需要もある中で、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



### 課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化が進展する中、デジタル田園都市国家構想総合戦略への対応や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、特に合併市町においては、施設の統廃合等に向けて、公共施設等総合管理計画の見直しや、公共施設等の適正管理に取り組んでいる。一方、近年、平成30年7月豪雨災害や令和3年7月からの豪雨などの天災が相次いでおり、特に予算・人員規模が小さい市町においては、災害復旧への対応優先のため、計画の遅れが生じやすい環境にある。
- 中長期的な財政措置としては、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長など配慮をいただいている中ではあるが、近年、建築単価や燃料の高騰が続いていることを踏まえ、まちづくりの財源として、引き続き、安定的な財政措置が必要となっている。

項目	令和5年度	令和4年度
過疎対策事業	5,400	5,200
旧合併特例事業	4,800	5,500
公共施設等適正管理推進事業 (令和8年度まで延長) ※	4,320	5,220

※令和5年度より本事業債の一メニューであった「脱炭素化事業」が、「脱炭素化推進事業」として創設(900億円)

## 7 社会資本整備の推進

### (1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保、社会資本の整備と適切な維持管理の推進強化

#### 国への提案事項

- 社会基盤整備や農林水産基盤整備、並びに既存インフラの適切な維持管理を推進するため、直轄事業、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金や補助事業をはじめとする、公共事業予算の総額を物価高騰等への対応を含め安定的かつ持続的に確保すること。
- 特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、地方の要望を十分反映し、実情に即した配分を行うとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、5か年加速化対策後も、必要な予算・財源を継続的かつ安定的に別枠で確保すること。
- また、老朽化するインフラの増加など、様々な課題が顕在化するなかで、インフラ老朽化対策を確実に推進するため、補助及び交付金制度の要件緩和など地方へ確実な財政措置を行うとともに、施設点検等の更なる効率化や診断技術等の高度化など、生産性向上に向けた取組を推進すること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

## 7 社会資本整備の推進

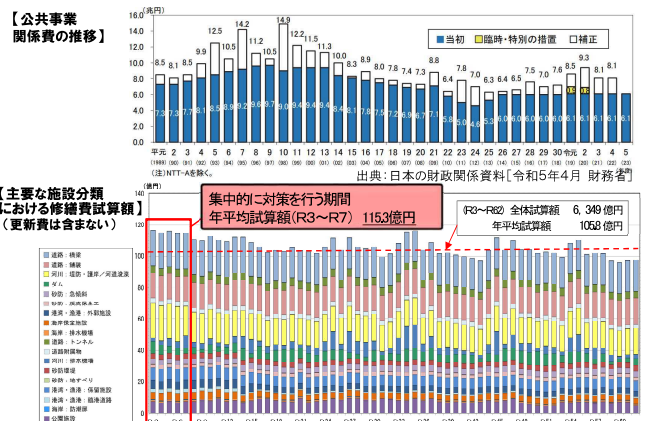
### (1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保、社会資本の整備と適切な維持管理の推進強化

#### 現状／施策の背景・経緯

- 本県では、社会資本マネジメントの基本方針を定めた「社会資本未来プラン」を策定し、優先順位を踏まえながら、効果的・効率的な社会資本整備を推進している。
- これまで大規模な災害を幾度となく経験してきた本県においては、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、防災・減災対策の加速を図っているが、対策が必要な箇所は未だ多く、治水・土砂災害対策や道路法面对策などの事前防災を着実に推進する必要がある。
- また、今後、老朽化するインフラは増加する見込みであり、さらに維持管理に携わる官民の技術者などの担い手不足も顕在化している。
- このような中、平時から災害時に至るまで既存インフラの機能を十分に発揮させるため、今後の修繕費や施設毎の維持管理水準等を示したうえで、インフラ老朽化対策を推進するとともに、インフラの長寿命化やインフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術等の開発促進や利活用によるコスト縮減、省人化・省力化及びカーボンニュートラル等に取り組んでいる。

#### 課題

- 将来にわたって社会経済活動を支えるため、社会資本整備を着実に推進するとともに、デジタル技術の活用等により、維持管理の更なる効率化・高度化を図るなど、効果的・効率的なインフラマネジメントを推進していくためには、公共事業予算の安定的・持続的な確保が不可欠である。
- 特に、激甚化・頻発化する気象災害に適切に対応し、インフラ老朽化対策を含めた県土の強靱化を図るためには、5か年加速化対策完了後も、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの財源措置が不可欠である。



## 7 社会資本整備の推進 (2) 建設分野のDXの推進

### 国への提案事項

#### ○ 建設分野におけるDXの推進に係る財政措置及び技術的支援

建設分野のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携してインフラ(公共土木施設等)をより効果的・効率的にマネジメント(管理・運営)することにより、新たなサービス・付加価値の創出や県民の安全性・利便性の向上、建設分野の生産性向上などを実現するため、安定的・持続的な財政措置、技術的支援を図ること。

特に次の取組について、重点的に配慮すること。

- ・ データ連携基盤を核とした多様なサービスを展開するため、データ連携基盤の機能拡張や、3次元点群データなど利用ニーズの高いデータを関係者が連携して定期的に更新できる仕組みの構築
- ・ 道路法面の崩落予測や洪水予測の高度化などリスク情報の提供、センサーデータの蓄積・分析による予測保全の導入など、段階的に技術を構築する取組
- ・ 中国インフラDXセンターの活用など国・県・市町職員、建設事業者の全ての関係者がデジタルリテラシーの向上に取り組める体制の整備

【提案先省庁:総務省、財務省、国土交通省】

## 7 社会資本整備の推進 (2) 建設分野のDXの推進

### 現状／広島県の取組

- 国は、「国土交通省インフラ分野のDX推進本部」を設置し、省庁横断的な体制でインフラ分野のDXを推進しており、中国地方整備局と3次元点群データの共同利用のためのプラットフォームの連携などに取り組んでいる。
- 本県では、令和3年3月に建設分野のDX施策をとりまとめた「広島デジプラ構想」を策定し、目指す姿を実現するため様々な取組を推進している。
- 具体的には、データ連携基盤(DoboX)を令和4年6月から運用開始し、大学での研究開発、地域の防災活動などに利用※されているほか、自主防災組織による図上訓練、AR技術を用いた土砂災害リスクの可視化など防災分野での活用や、除雪作業の支援技術の導入など、地方の課題解決を図る技術構築、実装等に取り組んでいる。  
※運用開始から1年で約12万データが大学・民間等で利用
- これらに加え、県・市町職員を対象としたGIS操作研修やICT活用工事に関する現場講習会、さらには経験の少ない建設事業者を対象とした講習会の開催など、人材育成にも積極的に取り組んでいる。

### 課題

- データ連携基盤構築後も持続可能なサービスが提供できるよう、機能改善を行うとともに、利用ニーズの高いデータを提供する必要がある。特に、3次元点群データは、国、県、市町が各自で取得しており、それぞれが連携して継続的にデータを取得する仕組みが必要。
- 激甚化・頻発化する自然災害から被害を防止又は軽減させるためには、デジタル技術やデータを活用し、災害リスク情報等の的確な発信など、ソフト対策をさらに充実・強化することが必要。
- デジタル技術を活用した新技術の構築・実装には、より機動的に柔軟な見直しを加えながら、課題解決を図っていく必要があることから、開発・実装・改善を繰り返し、段階的に取り組むものについても支援が必要。
- これらを下支えする取組として、建設事業者や市町職員など、県職員のみならず全ての関係者のデジタルリテラシーの向上につながる人材育成の更なる充実・強化が必要。